「(仮称)葛尾風力発電事業環境影響評価準備書」に対する環境大臣意見

本事業は、葛尾風力株式会社が、福島県双葉郡浪江町及び葛尾村において、総 出力最大 15,000kW の風力発電所を設置するものである。

本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、また、福島県を始めとした「福島県阿武隈風力発電環境アセスメントコンソーシアム」が、 当該地域の復興にも資することを目的として配慮書手続を実施した「(仮称)福島阿武隈風力発電構想」の一部を公募により承継したものであることから、地球温暖化対策及び福島県の復興の推進の観点からは望ましいものである。

一方、本事業の対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う騒音及び風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。また、対象事業実施区域は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う帰還困難区域であり、本事業の実施に当たっては工事等による放射性物質の飛散・流出に注意が必要である。さらに、福島県内においては、国等による除染事業、中間貯蔵施設事業及び廃棄物処理事業等の大規模事業が行われているため、本事業による環境影響等が住民帰還等の支障とならないよう、関係機関と十分連携・調整し、事業を進めることが必要である。

このため、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、 その旨を評価書に記載すること。

#### 1.総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

# (1)関係機関との連携及び地域住民等への説明

本事業の実施による環境影響の程度や環境保全措置の内容等について、関係する地方公共団体等や地域住民等へ説明するとともに、意見聴取等の機会を十分に確保した上で、事業を進めること。なお、避難中の住民への説明・意見聴取等については、関係機関と十分に連携・協議の上、実施すること。

また、周辺住居ごとの居住状況や帰還の方向性等の情報の把握に努めること。 さらに、福島県内においては、国等による除染事業、中間貯蔵施設事業及び 廃棄物処理事業等の大規模事業が行われているため、工事の実施に際しては、 国等の関係機関と十分に協議・調整を行った上で、事業を進めること。

### (2)事後調査について

- ア. 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- イ. 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討の過程及びその対応方針等を公

開し、透明性を確保すること。

ウ. 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に 応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告 書として取りまとめ、公表すること。

# (3)累積的影響について

本事業の対象事業実施区域の周辺では、他事業者による風力発電事業の環境影響評価手続が進められているため、引き続き、可能な限り事業者間で協議・調整し、必要な情報を共有し、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

# 2 . 各論

#### (1)騒音の影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。

このため、以下の措置を講ずること。

- ア. 評価書の作成までに、風力発電設備の配置について、更に詳細な検討を行うとともに、それらの検討を踏まえ、調査、予測及び評価を再度実施し、 その結果に応じて、稼働調整等を含む環境保全措置を検討・実施すること。 また、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、指針値を超過する住居 への事前説明を実施すること。
- イ. 適切に事後調査を実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の指導・助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。

#### (2)風車の影による影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。

このため、以下の措置を講ずること。

- ア. 評価書の作成までに、風力発電設備の配置について、更に詳細な検討を行うとともに、それらの検討を踏まえ、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて、環境保全措置を検討・実施すること。また、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、風車の影による生活環境への影響が十分に生じる住居への事前説明を実施すること。
- イ. 適切に環境監視を実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の指導・助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。

# (3) 発生土等

本準備書によれば、本事業の実施に伴う発生土や伐採木等の廃棄物(以下「発生土等」という。)は、本事業等の中で再利用し、残土については対象事業実施区域内から搬出しないこと、廃棄物については再利用が困難な場合は適正に処理することとする計画となっている。しかし、全ての発生土等の再利用等を完了するまでには、比較的長期間を要する可能性があること等から、以下の措置を講ずること。

# ア. 発生抑制の徹底

工事規模や工法の工夫等により、発生土等の発生量を可能な限り抑制する こと。

### イ. 発生土等の運搬・一時保管・処理

発生土等を運搬する場合には、飛散・流出等により周辺環境に影響を及ぼさないよう、適切に運搬すること。また、ヤード等における一時的な保管時や残土処理時において、濁水の発生防止や土砂の流出防止その他周辺環境に影響を及ぼさないよう、適切に管理すること。

### ウ. 廃棄物の処分

廃棄物を処分する場合には、それらの放射性物質濃度を調査するととも に、関係機関と調整した上で、適切な方法で運搬及び処分等を実施すること。

# (4)放射線の量

対象事業実施区域及びその周辺においては、空間線量率が比較的高い区域が存在することから、対象事業実施区及びその周辺において工事実施前の空間線量率の測定・把握を行い、工事を実施する際に必要に応じ、放射性物質の飛散・流出を防止するための環境保全措置を講ずること。

また、事後調査においては、同様の地点において空間線量率を測定し、その 結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。